郡山市農村公園における行為の範囲及び使用料免除に関する要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、郡山市農村公園条例（平成23年郡山市条例第９号。以下「条例」という。）第４条第１項の規定による許可を受けなければならない行為の具体的な範囲並びに条例第８条及び郡山市農村公園条例施行規則（平成23年郡山市規則第17号。以下「規則」という。）第５条の規定による使用料の免除について、必要な事項を定めるものとする。

（行為の範囲）

第２条　条例第４条第１項各号に掲げる行為の具体的な範囲は次のとおりとする。

号	行為の具体的な範囲
第１号	露店、屋台、キッチンカー　等
第２号	営利目的であるイベント、広報活動、売名行為、商品等のＰＲ活動　等
第３号	競技会、展示会、集会、撮影会、ヘリポート、募金等で公園の全部又は一部を独占（他の公園利用者の立入を制限する行為を含む）して利用する行為であり、第２号に掲げる行為を除くものとする。

（許可基準）

第３条　市長（条例第14条の規定により指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の２第３項に規定する指定管理者をいう。）に管理を行わせる公園にあっては、指定管理者。）は、条例第４条第１項第１号に掲げる行為については、同条第１項第２号及び第３号に付随する行為に限り、許可することができる。

（使用料の免除）

第４条　条例第８条第４号の規定により使用料を免除する必要があると認める行為及び規則第５条第２号の規定により免除することができる使用料の額は次のとおりとする。

使用料を免除する行為	免除の額
市内の児童福祉施設、認可外保育施設、幼稚園、小学校、中学校及び義務教育学校において、職員又は教員が児童を引率して健全育成を目的に使用する場合	使用料の全額
市内の高校以下の児童を対象とした条例第４条第１項各号に掲げる行為をする場合	使用料の全額
市民の利益となる公益的な事業であり、特に市長が認める場合	使用料の全額
市内の高齢者（65歳以上）を対象とした条例第４条第１項各号に掲げる行為をする場合	使用料の２分の１の額

２　前項の規定にかかわらず、条例第４条第１項第２号に掲げる行為及び入場料を徴収する行為（会費、会場整理費等その名称を問わず入場することに関し入場の対価を必要とする行為を含む）並びに郡山市から補助金等の交付を受けた事業の行為に係る使用料は免除しない。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和８年10月16日から施行し、令和９年４月１日から適用する。